

資料編

1 中津市環境基本条例

平成 28 年 3 月 25 日中津市条例第 19 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等（第 7 条—第 25 条）

附則

私たちが住む中津市は、耶馬日田英彦山国定公園の緑深き山々に抱かれ、豊前海にそそぐ水量豊富な山国川、その河口に広がる多種多様な生物が生息する中津干潟といった豊かな自然や景観に恵まれている。また、広大な中津平野には古くから人々が集まり、多くの歴史的文化遺産が形づくられ、現在も大分県北部の中心都市として発展している。

しかしながら、近年の経済発展に伴う社会情勢の変化により、地球規模での温暖化、オゾン層の破壊、砂漠化等の問題が生じ、また地域的には水質の汚濁、廃棄物の処理等の課題が山積し、生物の生存基盤である地球環境が脅かされている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を後世に継承する責務を有しており、この恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指していかなければならない。

ここに、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を全うし相互に協働することで、この恵み豊かな環境を後世に継承することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全及び創造上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及

び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる健全で恵み豊かな環境を確保し、向上させるとともに、その環境が後世に継承されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、本市の多様で豊かな自然環境を生かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下、自主的かつ積極的な取り組みを行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境にも深く関わっていることを認識し、全ての日常生活及び事業活動において積極的に推進しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、自らの事務及び事業の実施に当たっては、率先して環境への負荷を低減する責務を有する。
- 3 市は、事業者及び市民が行う環境の保全及び創造のための活動を支援し、又はその活動に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その事業活動において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の方法により環境への負荷を低減する責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下に、地域の環境の保全及び創造に貢献する責務を有する。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その日常生活において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出の抑制等その他の環境への負荷を低減する責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、並びに生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性及び生態系の保護を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全し、緑化の推進を図ることにより、人と自然との豊かな触れ合いが確保されること。
- (3) 水と緑のある良好な都市景観及び居住環境を形成することにより、快適な都市環境が創造されること。
- (4) 歴史的及び文化的遺産を保存及び活用することにより、歴史的及び文化的環境が確保されること。
- (5) 人と環境との関わりについて理解を深め、廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用並びにエネルギーの消費の抑制及び有効な利用による環境への負荷の少ない生活文化が形成されること。
- (6) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、すべてのものが協働して取り組むことのできる社会が構築されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、中津市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、公害の原因となる行為又は自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じなければならない。

(環境の保全及び創造に関する協定の締結)

第 11 条 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(経済的措置)

第 12 条 市は、事業者及び市民が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動又は環境の保全の活動に対し、必要があると認めるときは、助成、支援その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する事業の推進)

第 13 条 市は、公共下水道、公共的な廃棄物の処理施設等の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第 14 条 市は、生物の多様性及び生態系の保護を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする。

(快適な環境の創造)

第 15 条 市は、良好な景観の確保、歴史的文化的環境の保全及び活用等を図ることにより、地域の特性を活かした環境の創造に努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を行うものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(資源の循環的利用の促進)

第 17 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出の抑制等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 18 条 市は、事業者及び市民と協働して、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

(協働による推進)

第 19 条 市、事業者及び市民は、協働して環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第 20 条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造に関する活動を自発的に行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるための教育の充実、学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 21 条 市は、市民等が自発的に行う動植物種の保護及び生息環境の保全活動、環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に市民等に提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との連携)

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組が必要とされる施策については、国及び他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めるものとする。

(年次報告等)

第 25 条 市長は、必要に応じて環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 中津市環境美化に関する条例

平成 21 年 12 月 18 日中津市条例第 62 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市内の環境美化の促進及び市民等の快適な生活環境の確保を図るため、市、市民等、事業者及び土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨て及び落書きの禁止並びに空き地の不良状態及び飼い犬等のふんの放置の防止等に関し、必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を営む個人、法人その他の団体をいう。
- (3) 所有者等 市内にある土地、建造物、工作物、樹木又は自転車等の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (4) 環境美化 道路、河川（河川敷を含む。）、水路、側溝、公園、空き地、建造物又は工作物及びその周辺を、清潔かつごみ等の廃棄物が散乱又は放置されていない状態に保つことをいう。
- (5) 空き缶等 空き缶、空きビン、空きペットボトルその他の容器（開栓後中身の入ったもの、栓及びふたを含む。）、たばこの吸殻、チューインガムの噛みかす、紙くずその他これらに類する物で投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (6) ポイ捨て 道路、河川、公園、広場、駅その他公衆が利用し、又は通過することができる場所並びに他人の土地及び建造物又は工作物（以下、「公共の場所等」という。）において、散乱の原因となるような方法で空き缶等のみだりに投棄し、又は放置することをいう。
- (7) 落書き 建造物、工作物又は樹木（以下、「建造物等」という。）の所有者等の承諾を得ず、当該建造物等にペンキ、絵の具、墨汁等の顔料又は染料等を使用し、文書又は図画を書く行為及び石又は器物を使用し、文書又は図画を刻み付け、傷つける行為をいう。
- (8) 空き地 現に人が使用していない土地（人が使用している土地の未使用部分を含む。）をいう。
- (9) 雑草等 雑草、枯れ草又はこれらに類するかん木類をいう。
- (10) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (11) 不良状態 雑草等が繁茂し、若しくは密生したまま放置され、又は廃棄物が放置されており、その状態が次に掲げる状態のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 犯罪、災害又は交通事故の発生を誘発するおそれのある状態
 - イ 衛生害虫の発生等人の健康を阻害し、又は阻害するおそれのある状態
 - ウ 廃棄物の不法投棄を誘発する原因となるおそれのある状態
 - エ 周囲の美観を著しく損なう状態
 - オ その他市民の生活環境を阻害するおそれがある状態

- (12) 飼養 犬、猫、その他愛がん動物（以下、「犬等」という。）を自らの管理下に置き、給餌及び排泄物等の適正な処理を行い、犬等を健康かつ衛生的に飼育することをいう。
- (13) 屋外広告物 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。
- (14) 自転車等 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車及び同法第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (15) 駐輪場 一定の区画を限って設置された自転車等及び自動二輪車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。）の駐車のための施設をいう。
- (16) 自転車等の放置 自転車等の所有者等又は利用者（以下、「利用者等」という。）が、長時間にわたり自転車等を離れて、直ちに当該自転車等を移動させることができない状態に置くことをいう。
- (17) 放置自転車等 相当の長期にわたり、放置されている自転車等をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策を実施するとともに、市民等、事業者及び土地の所有者等に対する環境美化に関する意識の向上及び啓発に努めるものとする。

- 2 市は、この条例の目的を達成するため、環境美化活動を推進する各種団体の指導、育成及び支援に努めるものとする。

（市民等の責務）

第 4 条 市民等は、市が実施する清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策に協力するとともに、自らが生活し、活動し、又は通過する場所の環境美化に努めるものとする。

- 2 市内に居住する者は、その居住する地域において行われる環境美化活動に協力するように努めるものとする。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、市が実施する清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策に協力するとともに、当該事業所及びその事業活動に使用する場所の周辺の環境美化に努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業及び事業活動により市内の美観を損なわないように努めるものとする。
- 3 事業者は、その従業員に対し、環境美化に関する意識の向上及び啓発を行うように努めるものとする。

（所有者等の責務）

第 6 条 土地及び建造物等の所有者等は、市が実施する清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策に協力するとともに、当該土地、建造物等及びその周辺の環境美化に努めるものとする。

- 2 土地及び建造物等の所有者等は、当該土地及び建造物等の管理を自ら行うことができない場合は、適当な管理者を指定し、又は管理することができる者に依頼して、当該土地、建造物等及びその周辺の環境美化に努めるものとする。

（ポイ捨ての禁止）

第7条 何人も、ポイ捨てを行ってはならない。

(喫煙時の遵守事項)

第8条 何人も、屋外で喫煙しようとするときは、吸殻を処理する用具を携帯し、又は吸殻入れ等が設置されている場所で喫煙するように努めるものとする。

(飼い犬等の適正な管理)

第9条 犬等の所有者等（所有者又は占有者以外の者が一時的に飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。以下「飼い主」という。）は、自ら飼養する犬等（以下、「飼い犬等」という。）が、周辺の衛生環境及び美観を損なわないように、中津市畜犬取締条例（昭和40年中津市条例第39号）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところにより飼養しなければならない。

2 飼い主は、当該飼い犬等の飼養をやめようとするときは、自らの責任において適切な措置を講じなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第10条 飼い主は、飼い犬等を屋外に連れ出す場合は、当該犬等のふんを回収する用具を携行し、当該犬等のふんにより公共の場所等を汚したときは、当該ふんを直ちに回収し、適正に処理しなければならない。

2 飼い主は、飼い犬等が屋外又は敷地外に逃げ出す（一時的に屋外に出る場合を含む。）ことがないように必要な措置を講じなければならない。

(飼い主以外の市民等の遵守事項)

第11条 何人も、自ら飼養する意思又は能力がないときは、飼い主がいない犬等及び野生の動物に餌付けする等みだりに給餌行為をしてはならない。

(自転車等の利用者等の遵守事項)

第12条 自転車等の利用者等は、やむを得ず公共の場所等（駐輪場を除く。）に自転車等を駐車する場合は、歩行者及び通行車両の迷惑とならないよう努めるとともに、駐車場所周辺の環境美化に努めるものとする。

2 自転車等の利用者等は、当該自転車等を長期間放置しないように努めるものとする。

(放置自転車等の撤去等)

第13条 公共の場所等の管理者は、その管理する場所に自転車等を放置しないよう注意を促す措置を講ずるよう努めるものとする。

2 公共の場所等の管理者は、その管理する場所に放置自転車等がある場合で、当該放置自転車等が歩行者、当該公共の場所等の利用者又は通行車両の迷惑となっているときは、その管理権に基づき、当該放置自転車等の撤去又は適当な場所への移動、整理を行う等、適正な措置を講ずるよう努めるものとする。

(宣伝物等の回収及び清掃)

第14条 公共の場所でビラ、チラシその他の宣伝の用に供する物品（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者（以下「配布者等」という。）は、当該公共の場所及びその周辺において宣伝物等がごみとなって散乱しないように必要な措置を講じなければならない。

2 配布者等は、当該配布終了後において、当該配布場所周辺に配布した宣伝物等が投棄され、放置され、又は散乱している場合は、これを回収又は清掃する等の措置を講じなければならない。

(屋外広告物の掲示等の制限)

第 15 条 屋外広告物を掲示又は表示する者は、屋外広告物法、大分県屋外広告物条例（平成 12 年大分県条例第 37 号）その他関係法令を遵守するとともに、周辺の環境美化に努めるものとする。

(回収容器の設置等)

第 16 条 自動販売機を設置し、又はこれにより飲食物その他の物品を販売しようとする者（以下、「自動販売業者」という。）は、設置及び販売する場所に近接して空き缶等の回収容器を設置し、定期的に当該回収容器内の空き缶等の回収を行う等適正に管理しなければならない。

2 自動販売業者は、自らが管理する自動販売機周辺の環境美化に努めるものとする。

(空き地の管理)

第 17 条 空き地の所有者等は、当該空き地が不良状態とならないよう常に適正な管理に努めるものとする。

2 空き地の所有者等は、当該空き地が不良状態となった場合は、速やかにこれを解消するため、除草、かん木の剪定、枯れ草の除去、投棄された廃棄物の撤去その他必要な措置を講じなければならない。

(落書きの禁止)

第 18 条 何人も、落書きをしてはならない。

2 市、市民等、事業者並びに土地及び建造物等の所有者等は、自らが管理する建造物等に落書きを発見した場合は、速やかに当該落書きを消去する等環境美化に努めるものとする。

(指導及び勧告)

第 19 条 市長は、本条例の規定に違反（第 17 条第 2 項においては、空き地が不良状態になるおそれがあると認められる場合を含む。）した者（事業者を含む。）に対し、必要な改善措置を講ずるよう指導及び勧告することができる。

(氏名等の公表)

第 20 条 市長は、第 7 条、第 9 条第 2 項、第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 16 条第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定に違反し、前条の規定に基づく勧告を受けた者（事業者を含む。）が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者の氏名（事業者としての名称を含む。）及び勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定に基づく公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(中津市空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例等の廃止)

2 中津市空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例（昭和 62 年中津市条例第 10 号）及び中津市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例（昭和 59 年中津市条例第 31 号）は、廃止する。